

平成十六年四月九日受領  
答弁第四五号

内閣衆質一五九第四五号

平成十六年四月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員長妻昭君提出年金掛け金の給付外使用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出年金掛け金の給付外使用等に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの本年三月三日の衆議院予算委員会において坂口厚生労働大臣が答弁した五・六兆円（以下「五・六兆円」という。）については、昭和二十年度から平成十四年度までの厚生保険特別会計及び昭和三十六年度から平成十四年度までの国民年金特別会計の決算において、厚生年金保険料及び国民年金保険料（以下「年金保険料」という。）を財源とする厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七十四条等に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設に要する費用並びに厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）附則第十八条ノ六ノ二及び国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）附則第七項に基づき支出した年金事業の事務の執行に要する費用の合計額である。

一の2について

お尋ねの五・六兆円の積算内訳別決算額については、決算においては予算の積算ごとの金額を算出していないことから、予算の積算ごとの決算額をお答えすることは困難であるが、お尋ねの五・六兆円の款、

項及び目の区分ごとの決算額、使途及び根拠法令条文については、別表第一のとおりである。

一の3について

お尋ねの年金保険料の使途の見直しについては、厚生年金病院、厚生年金会館等の厚生年金保険及び国民年金の福祉施設、大規模年金保養基地（グリーンピア）並びに年金住宅融資（厚生年金保険及び国民年金の被保険者の福祉を増進するため必要な住宅の設置に要する資金の貸付け）については、年金制度の厳しい財政状況を踏まえ、徹底した見直しを進めることとしている。また、平成十七年度以降の年金事業の事務の執行に要する費用の取扱いについては、同年度の予算編成の過程において十分検討してまいりたい。

一方、年金相談、年金の迅速な裁定等のためのシステム等の経費については、被保険者等のサービス向上に直接寄与するものであつて、厚生年金保険法等に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設に要する費用に該当することから、今後とも、年金保険料を財源とするものと考えているが、あわせて、その事業運営の効率化に努めてまいりたい。

一の4について

お尋ねの平成十六年度予算における年金保険料を財源として年金給付以外に使用されるもの及び根拠法

令条文については、別表第二のとおりである。

一の5について

本年二月二十六日の衆議院財務金融委員会における谷垣財務大臣の答弁は、前日の衆議院予算委員会における保険料の用途に関する議論は年金の福祉施設に対する保険料投入問題についてのものであり、これは年金事業の事務の執行に要する費用を念頭に置いた議論ではなかった旨述べた上で、年金事務費は、適用、徴収、給付といった年金事業を行う上で必要な経費であり、予算上、形式的に給付費に事務費が含まれるかどうかという観点とは別に、給付と負担の関係を一般的に議論するならば、給付に必要な事務費は給付に含めて考えるべきものである旨の政府の考え方を述べたものである。

なお、「社会保険庁職員の宿舎は、年金の給付に当たる」との過去の政府の答弁は、国会の会議録からは確認できない。

一の6について

社会保険庁の年金業務に従事する非常勤職員については、非常勤職員手当によりその給与が支弁されている国民年金保険料の収納対策の強化を目的として配置されている職員（以下「国民年金推進員」とい

う。）、諸謝金によりその謝金が支弁されている職員（以下「謝金職員」という。）及び庁費によりその賃金が支弁される職員（以下「賃金職員」という。）に区分することができる。

これらのうち、国民年金推進員については、国民年金保険料の収納、納付督促等を行う者であるため、責任の所在を明確にする観点から、正規職員に準じる形で位置付け、その給与を国民年金法第八十五条第二項等に基づき国庫から負担しており、平成十六年度予算における非常勤職員手当の金額は六十四億二百九十四万七千円であり、その人数は二千五百六十六人である。

一方、年金相談等の被保険者等に対するサービスの向上に直接寄与する事務に携わる謝金職員の謝金及び賃金職員の賃金については、厚生保険特別会計法第六条、国民年金特別会計法第六条、厚生年金保険法第七十九条、国民年金法第七十四条等に基づき年金保険料を財源としており、事業主又は被保険者に対する適用業務等の補助的業務に携わる謝金職員の謝金及び賃金職員の賃金については、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十六年法律第二十二号。以下「公債特例法」という。）第三条及び第四条等に基づき年金保険料を財源としているところであるが、これらの経費については、一般的な事務処理に要する費用等と一体的に経理しているため、予算上謝金職員及び賃金職員の

人件費及び対象人数を区分してお答えすることは困難である。

二の1について

社会保険オンラインシステム（厚生年金保険、国民年金等の適用及び保険料の徴収、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付、年金相談等に使用されるコンピュータシステムをいう。以下同じ。）に支出した昭和四十二年度から平成十四年度までの決算額の累計については、庁費についての平成九年度以前の記録を保存していないため、すべての金額の累計をお答えすることは困難であるが、平成九年度以前の庁費を除いた金額の累計は、一兆七百五十二億円である。

当該金額の内訳及び根拠法令条文について、年金保険料分は厚生年金保険法第七十九条、国民年金法第七十四条、厚生保険特別会計法第六条及び附則第十八条ノ六ノ二、国民年金特別会計法第六条及び附則第七項等に基づき支出した八千九百四十五億円、健康保険及び船員保険の保険料分は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百五十二条第二項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二第一項、厚生保険特別会計法第六条、船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第三条等に基づき支出した千十六億円、国庫負担分は厚生年金保険法第八十条第二項、国民年金法第八十五条第二項、健康

保険法第百五十一条、船員保険法第五十八条第四項、厚生保険特別会計法第六条、国民年金特別会計法第  
六条、船員保険特別会計法第三条等に基づき支出した七百九十一億円である。

二の2について

社会保険オンラインシステムについては、日本電子計算機株式会社及び株式会社日立製作所と昭和四十  
二年四月から契約期間を一年とする契約を行っており、日本電信電話公社（現株式会社エヌ・ティ・ティ  
・データ）と昭和五十五年一月から期間の定めのない契約を行っている。また、契約内容及び契約金額に  
ついては、別表第三のとおりである。

社会保険オンラインシステムの支払額の決定に当たっては、ハードウェアの賃借料等については、必要  
な処理能力を有する機器のうち通常の賃借料等の最も安価なものを参考として契約先会社から提出された  
見積額を検証するとともに、ソフトウェアの対価については、「ソフトウェアの見積り方策に関する指針  
」（平成十年三月行政情報システム各省庁連絡会議コンピュータ調達専門部会取りまとめ）に基づき類似  
システム比較法及びステップ換算法を組み合わせて契約先会社から提出された見積額を検証することによ  
り、適正な価格設定を行っていると考えている。

二の3について

社会保険オンラインシステムについては、被保険者等の情報量が膨大であること、五年ごとに改正されてきた年金制度に対応した大規模で複雑なものであること等から、一般の事業者ではノウハウがなく競争に適さないと考えられるため、入札による契約ではなく、社会保険業務に精通し、年金制度の改正に迅速に対応できる事業者と随意契約を締結してきたところである。

二の4について

お尋ねの「実際の債務」の意味が必ずしも明らかでないが、社会保険オンラインシステムに関する契約において、支払期日を徒過した賃借料等は存在しない。

二の5について

国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にはないことから、お尋ねの事項についてお答えすることは困難である。

また、国家公務員の営利企業への再就職については、公務の公正な執行の確保の要請と退職した国家公務員の職業選択の自由等との調和を図るため、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百三条第



二項及び第三項において、国家公務員は、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得た場合を除き、離職後二年間は、営利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた人事院規則で定める国の機関又は特定独立行政法人と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならないこととされるとともに、同条第九項において、人事院は、毎年、その承認の処分に関し、承認に係る者の官職、承認に係る営利企業の地位、承認した理由等を国会及び内閣に対して報告することとされている。これらにより、営利企業への再就職の規制は適正に行われているものと考えている。

## 二の6について

社会保険オンラインシステムは、被保険者等の情報量が膨大であること、五年ごとに改正されてきた年金制度に対応した大規模で複雑なものであること等から他省庁及び民間組織等のシステムとは異なり、単純な比較はできないものと考えているが、その費用については、二の2について述べたとおり適正な価格設定を行っていると考えている。なお、社会保険オンラインシステムについては、その機能及び費用の最適化を図るべく、外部調査業者による見直しの可否を含めた調査を開始したところである。

## 二の7について

平成十六年度予算における社会保険オンラインシステムに係るシステム関連予算は、通信専用料及び電子計算機等借料として千二十五億円、庁費として八十二億円、計千百七億円を計上しているところである。

当該システム関連予算については、年金制度等の適用、徴収及び給付に係る基本的なシステム経費を厚生保険特別会計等の業務取扱費として三百十八億円、年金相談、年金額の迅速な裁定等に係るシステム経費を厚生保険特別会計等の福祉施設事業費等として七百八十九億円を計上していることから、業務取扱費より福祉施設事業費等の計上が多くなっている。

また、社会保険オンラインシステムは、年金制度等の適用、徴収、給付等が一体となったシステムであるが、被保険者等のサービス向上に直接寄与するものを福祉施設事業費等に、社会保険事業を運営するための基礎的な行政事務に当たるものを業務取扱費に分けている。平成十六年度予算において、福祉施設事業費等及び業務取扱費として計上している社会保険オンラインシステムに係るシステム関連予算の内訳、金額及び積算根拠については、別表第四のとおりである。

### 三の1について

社会保険庁が締結した同庁の支払の原因となる契約であって入札の方法により相手方を決定したもの

（単価について予定価格を定めたもの及び契約書の作成を省略したものを除く。）のうち、平成十五年度における予定価格と落札価格が同一の金額の契約については、調査し、集計しておらず、また、新たに調査し、集計することは作業に膨大な時間を要することからお答えすることは困難であるが、平成十四年度における予定価格と落札価格が同一の金額の契約について、発注した部局、発注内容、発注時期、予定価格、落札価格、落札業者、入札業者及び財源種別は、別表第五のとおりである。

### 三の2及び3について

別表第五に示した予定価格と落札価格が同一の金額の契約（以下「別表第五に示した契約」という。）について、その予定価格と落札価格が同一の金額になった理由は把握していないが、公表されている資料、市販されている書籍等を基に落札業者が入札価格を算出することにより、予定価格と落札価格が同一の金額となる場合もあると考えられる。

また、現在、同表に示した発注した部局及び社会保険庁の内部部局において、別表第五に示した契約に関する談合情報、予定価格の漏えい及び法令に違反する事実の有無等の確認を行っているところであり、その結果の取扱いについては、今後検討することとしている。

三の4について

三の2及び3について述べたとおり、発注した部局等において確認を行っているところであるが、別表第五に示した契約について会計検査院が検査又は調査を行う場合には、必要な協力を行う。

会計検査院は、会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十一条の規定に基づき、検査の結果、国の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるとき等は、本属長官その他監督の責任に当たる者に対し懲戒の処分を要求することができ、また、予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、検査又は検定の結果、予算執行職員が故意又は過失により法令等に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるとき等は、当該職員の任命権者に対し当該職員の懲戒処分を要求することができることとなっている。

社会保険庁の会計事務を処理する職員のうち、契約、収入支出等の責任者である契約担当官、支出負担行為担当官等については、平成十六年三月末時点で同庁の内部部局並びに同庁社会保険業務センター及び社会保険大学校において、厚生労働大臣又は社会保険庁長官が委任し、又は任命した者の合計は三十六人、

地方社会保険事務局及び社会保険事務所（地方社会保険事務局事務所を含む。）において、厚生労働大臣又は社会保険庁長官が委任した者の合計は二千六百五十四人である。なお、会計事務を処理する職員については、同一人が複数の職を兼任していることもあるため、その人数と配置されている職員の人数とは一致しない。

#### 四について

お尋ねの「委託事業」の意味が必ずしも明らかでないが、平成十六年度の厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の予算に計上されている年金保険料を財源とする委託事業の予算額は四十五億円であり、その積算根拠等は、別表第六のとおりである。

#### 五について

お尋ねの提言については、現在、検討に着手したばかりであり、取りまとめの内容及び時期について、現時点でお答えすることは困難である。

#### 六について

国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把

握すべき立場にはないが、社会保険庁において、同庁から年金の福祉施設の運営を委託している公益法人の協力を得て調査したところ、当該公益法人に常勤役員として在籍している者のうち、厚生労働省（旧厚生省（都道府県の保険主管課（部）、国民年金主管課（部）及び社会保険事務所を含む。）を含む。）の職員であつたもの（以下「厚生労働省出身常勤役員」という。）の人数は、平成十五年十月現在で、百二十四人という報告を得ている。

また、公益法人の役員が常勤であるか非常勤であるかについては、その定義を含め各公益法人の判断にゆだねられており、これら百二十四人の厚生労働省出身常勤役員が他の団体に常勤で雇われているか否かについては、一般に政府が把握すべき立場にはないが、公益法人の協力を得て調査したところ、これら百二十四人のうち他の団体に常勤で雇われている者はいないという報告を得ている。

財団法人年金総合研究センター（以下「研究センター」という。）及び全国土木建築国民健康保険組合に対して確認を行ったところ、お尋ねの理事長については、両法人において、常勤役員として取り扱われているとのことである。公益法人等の役員が常勤であるかどうかについては、前述のとおりその定義を含め各公益法人等の判断にゆだねられるものと考えている。また、同理事長は、両法人に出勤しており、そ

それぞれの理事長として求められている職務に応じた報酬が支払われているとのことである。同理事長は、両法人以外の公益法人等においては、常勤役員として取り扱われていない。

七の1について

研究センターは、昭和五十三年二月一日、年金制度に関する調査、研究等を行うために設立され、平成十三年四月一日から、これに加え、公的年金、企業年金及び確定拠出年金に関する資金の運用に関する調査及び研究（以下「年金資金運用に関する調査及び研究」という。）を行っている。

七の2について

現在の研究センターの基本財産は三億三千六百十四万三千円であり、その内訳は別表第七のとおりである。

これらの寄附を行った者のうち、平成十五年度末現在における厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用を年金資金運用基金から受託する機関（以下「現在の運用受託機関」という。）であるのは、昭和五十三年二月の研究センター設立時に基本財産として寄附を行った信託銀行八行（三井信託銀行株式会社、三菱信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、安田信託銀行株式会社、東洋信託銀行株式会社、株式会社

大和銀行、中央信託銀行株式会社及び日本信託銀行株式会社）が合併、会社分割等を行った後の信託銀行六行（三井アセット信託銀行株式会社、三菱信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、UFJ信託銀行株式会社及びりそな信託銀行株式会社）である。当該信託銀行八行が研究センターの基本財産として寄附を行った金額は別表第八、当該信託銀行六行が運用を受託している厚生年金保険及び国民年金の積立金の金額及び運用受託機関である期間は別表第九のとおりである。なお、研究センターの基本財産としての寄附がどのように行われたかについては、設立認可申請書、初年度の事業報告書等にも記載がなく、当時の状況を確認することは困難であるが、年金制度に関する調査及び研究等を行うとの事業に賛同する者が、基本財産としての寄附を行ったものと考えられる。

### 七の3について

研究センターの賛助会員の年会費は一口二万円であり、平成十五年度末現在の賛助会員のうち、現在の運用受託機関である者及びそれぞれが平成十五年度に支出した会費の金額は、別表第十のとおりである。

賛助会員については、研究センターが発行している定期刊行物、研究センターが行っているセミナー及び講演会、研究センターのホームページ等において広く募集されており、研究センターの事業に賛同する



者が自発的に申し込むことにより会員となるものである。

#### 七の4について

研究センターが発行する刊行物である「年金と経済」については、平成十五年度までは年五回発行されており、その一冊の価格は千五百円であり、年額は七千五百円であった。また、同年度において、定期購読した者のうち、現在の運用受託機関であるもの及びそれぞれの年当たりの購読金額は、別表第十一のとおりである。

定期購読については、研究センターが行っているセミナー及び講演会、研究センターのホームページ等において広く募集しているところであり、定期購読をしようとする者が自発的に申し込むことにより開始されるものである。

#### 七の5について

年金資金運用基金が承継した旧年金福祉事業団が行っていた資金の運用業務は、昭和六十一年度から開始されたものであり、昭和五十三年二月の研究センター設立時に研究センターの基本財産として寄附を行った信託銀行八行は、運用受託機関として寄附を行ったものではなく、また、研究センターは、設立当時、

年金資金運用に関する調査及び研究を実施しておらず、当該業務を開始したのは、平成十三年四月からである。

また、研究センターは、年金制度及び年金資金運用について専門的な見地から調査及び研究を行い、その成果を公開して広く一般に供するという公益的な事業を行っており、研究センターの賛助会員又は刊行物の定期購読者が現在の運用受託機関であるとしても問題はないと考えている。

項	目	決	算	額	使	途
厚生保険特別会計業務勘定	諸謝金		1,059,313,073		国の事務、事業、試験研究等を委嘱された者又は協力者等に対する報酬及び謝金	根拠法令案文 厚生保険特別会計法 附則第18条ノ6ノ 2等
	職員旅費		730,440,653		国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき、職員に支給する調査、検査、指導、連絡、監督等のための旅費	
	保険給付適正化業務旅費		12,274,615		国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する保険給付適正化業務のための旅費	
	研修旅費		334,962,792		国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する研修のための旅費	
	滞納処分等旅費		883,586,943		国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する保険料その他の徴収金の滞納処分及び納入督促等のための旅費	
	赴任旅費		204,045,378		国家公務員等のための旅費に関する法律に基づき、職員に支給する赴任のための旅費	
	外国旅費		85,815,938		国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する外国への出張のための旅費	
	委員等旅費		1,841,551		国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、非常勤職員等に支給する旅費	
	庁費		78,785,842,842		備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、職員厚生経費、雑役務費、光熱水料、自動車交換差金等	
	研修庁費		103,710,508		社会保険大学校に必要な備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、賃金等	
	通信専用料		26,689,535,231		一夕通信設備等の使用料等	
	土地建物借料		4,263,310,049		土地及び建物の借料	
	電子計算機等借料		6,401,813,303		コンピュータ等の借料	
	各所修繕		346,996,685		庁舎及び公務員宿舎の各所修繕費	
	自動車重量税		16,049,148		自動車重量税法（昭和46年法律第89号）に基づき自動車重量税の納付税額	
	消費税		7,796,400		消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税の納付税額	
	国有資産所在市町村交付金		296,155,895		国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和31年法律第82号）に基づき交付金	
国際社会保障協会分担金		50,578,260		国際社会保障協会の会費分担金		
交際費		1,253,960		交際費		
賠償償還及払戻金		8,834,198		通算納に係る延滞金その他の収入金の払戻金、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）に基づき小切手支払未済償還金、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき賠償金等		

項	目	決	算	額	使	途	根拠法令条文
厚生保険特別会計業務勘定	業務取扱費	貨幣交換差減補填金 郵政事業特別会計へ繰入		3,621,593 3,810,388,000		為替取組上生じた差減に充てるための補てん金の 郵政官署において取り扱う本会計の繰入歳出金の受 払事務の取扱手数料としての郵政事業特別会計への 繰入金	厚生保険特別会計法 附則第18条ノ6ノ 2等
	施設整備費	施設施工旅費 施設施工庁費		1,457,678 157,150,478		国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に 支給する施設整備に伴う各種調査等のための旅費 庁舎及び公務員宿舎の新築又は増改築等に係る工事 設計監理料、各種手数料、鑑定料、試験料、負担金 等	
	施設整備費	施設整備費		8,656,430,586		庁舎及び公務員宿舎の新築又は増改築等に係る整備 等のための工事請負費	
	不動産購入費	不動産購入費		1,840,037,237		庁舎及び公務員宿舎の用に供する土地及び建物並び にその従物の購入費	
	福祉施設事業費	諸謝金 職員旅費 委員等旅費		46,162,531,493 1,217,374,804 1,671,136,454		社会保険相談員等の活動のための謝金 国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に 支給する福祉施設事業のための各種旅費 国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、社会保 険相談員等に支給する旅費	厚生保険特別会計法 第6条、厚生年金保 険法第79条等
		通信専用料 電子計算機等借料 整形外科療養等委託費		545,741,542,786 147,152,597,285 104,749,751,928		コンピュータ等の借料 ウェブサイト通信設備等の使用料等 厚生年金保険の被保険者等に対する整形外科診療、 義肢装着又は修理、機能訓練療法等のための委託費	
		厚生年金病院看護師養成所経 営委託費		3,495,097,919		厚生年金病院看護師養成所経営のための委託費	
		老人福祉事業開発委託費 健康づくり啓発事業委託費		9,581,940,000 12,913,077,000		老人福祉事業開発のための委託費 健康づくりに関する基礎知識等の普及啓発活動実施 のための委託費	
		厚生年金病院施設整備費		253,435,219,590		厚生年金病院の新築又は増改築等のための工事請負 費、機械器具等の購入費	
		厚生年金会館等施設整備費		250,593,021,715		厚生年金会館等の新築又は増改築等のための工事請 負費、機械器具等の購入費	
		老人ホーム等施設整備費		441,248,179,413		厚生年金老人ホーム等の新築又は増改築等のための工 事請負費、機械器具等の購入費	
		体育施設整備費		30,195,552,762		厚生年金体育施設の新築又は増改築等のための工事 請負費、機械器具等の購入費	
		年金資金運用基金交付金 社会福祉・医療事業団交付金		1,082,799,056,647 747,621,000		年金資金運用基金に対する交付金 社会福祉・医療事業団に対する交付金	

(単位:円)

項		目	決	算	額	使	途	根拠法令条文
厚生保険特別会計業務勘定	福祉施設事業費	郵政事業特別会計へ繰入		25,079,103,000		郵政官署において取り扱う本会計の保険給付費の支払事務の取扱手数料としての郵政事業特別会計への繰入金	厚生保険特別会計法第6条、厚生年金保険法第79条等	
		施設施工旅費		557,387,393		国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する施設整備に伴う各種調査等のための旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費等		
		施設施工庁費		257,030,096,755		病院及びその他の施設の新築又は増改築に係る工事設計監理料、各種手数料、鑑定料、試験料、負担金等		
		土地建物借料		35,827,141,085		土地及び建物の借料		
		不動産購入費		225,915,356,588		福祉施設の用に供する土地及び建物並びにその従物の購入費		
	年金資金運用基金出資	年金資金運用基金出資金		1,031,255,182,431		年金資金運用基金の業務の円滑な運営に資するために出資及び同基金が行う承継施設業務に要する資金に充てるための出資		
国民年金特別会計業務勘定	業務取扱費	諸謝金		2,667,525,976		国の事務、事業、試験研究等を委嘱された者又は協力者等に対する報酬及び謝金	国民年金特別会計法附則第7項等	
		職員旅費		1,279,774,007		国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する調査、検査、指導、連絡、監督等のための旅費		
		年金給付適正化業務旅費		1,135,789,843		国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する年金給付適正化業務のための旅費		
		研修旅費		382,151,041		国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する研修のための旅費		
		滞納処分等旅費		1,398,725,906		国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する保険料その他の徴収金の滞納処分、納入督促等のための旅費		
		赴任旅費		208,071,310		国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する赴任のための旅費		
		委員等旅費		72,892,347		国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、非常勤職員等に支給する旅費		
		庁費		95,709,564,969		備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、職員厚生経費、雑役務費、光熱水料、自動車交換差金等		
		印紙売却手数料		53,497,665,204		国民年金印紙の売りさばきに必要な手数料		
		通信専用料		5,190,864,843		インターネット通信設備等の使用料等		
		土地建物借料		2,334,128,884		土地及び建物の借料		
電子計算機等借料		609,231,690		コンピュータ等の借料				

(単位:円)

項	目	決	算	額	使	途	根拠法令条文
国民年金特別会計業務勘定	業務取扱費			137,808,798	庁舎及び公務員宿舍の各所修繕費	国民年金特別会計法 附則第7項等	国民年金特別会計法 第6条、国民年金法 第74条等
		各所修繕		20,642,900	自動車重量税に基づく自動車重量税の納付税額		
		自動車重量税		75,989,487,097	国民年金法第86条の規定に基づく国民年金事務の如理に必要な事務費交付金		
		国民年金事務取扱交付金		75,636,500	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に基づく交付金		
		国有資産所在市町村交付金		13,388,809	過剰納に係る延滞金その他の収入金の払戻金、予算決算及び会計令に基づく小切手支払未済償還金、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく賠償金等		
		賠償償還及払戻金		9,780,688,000	郵政官署において取扱う本会計の歳入歳出金の受払事務の取扱手数料としての郵政事業特別会計への繰入金		
		郵政事業特別会計へ繰入		16,225,539	国民年金印紙の作成費		
		国民年金印紙作成費		184,600	消費税法に基づく消費税の納付税額		
		消費税		11,854,454	庁舎及び公務員宿舍の新築又は増改築等に係る工事設計監理料、各種手数料、試験料、負担金料等		
		施設施工庁費		782,364,004	庁舎及び公務員宿舍の新築又は増改築等に係る整備等のための工事請負費		
施設整備費	施設整備費			26,844,503,349	社会保険相談員等の活動のための謝金	国民年金特別会計法 第6条、国民年金法 第74条等	
		諸謝金		1,374,658,671	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する福祉施設事業のための各種旅費		
		職員旅費		89,467,690	国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、職員に支給する施設整備に伴う各種調査等のための旅費		
		施設施工旅費		3,026,799,349	国家公務員等に支給する旅費		
		委員等旅費		138,582,752,514	備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び借料、会議費、賃金、保険料、雑役務費等		
		庁費		4,338,094,376	国民年金の福祉施設等の新築又は増改築等に係る設計監理料、各種手数料、鑑定料、試験料、負担金等		
		施設施工庁費		70,410,890,251	インターネット通信設備等の使用料等		
		通信専用料		13,467,958,118	土地及び建物の借料		
		土地建物借料		35,586,532,955	コンピュータ等の借料		
		電子計算機等借料		14,248,498,068	国民年金事務従事者の研修等のための委託費		
	国民年金事務従事者研修等委託費		174,024,794,603	国民年金の福祉施設等の新築又は増改築等のための工事請負費、機械器具等の購入費			
	福祉施設整備費						

(単位:円)

項	目	決 算 額	使 途	根拠法令条文
国民年金特別会計業務勘定	福祉施設費	63,394,503,489	福祉施設等の用に供する土地及び建物並びにその従物の購入費	国民年金特別会計法第6条、国民年金法第74条等
	年金資金運用基金交付金	53,234,293,037	年金資金運用基金に対する交付金	
	社会福祉・医療事業団交付金	7,555,000	社会福祉・医療事業団に対する交付金	
	郵政事業特別会計へ繰入	46,540,354,000	郵政官署において取り扱う本会計の年金給付（福祉年金を除く。）の支払事務の取扱手数料としての郵政事業特別会計への繰入金	
年金資金運用基金出資	52,690,761,358	年金資金運用基金の円滑な運営に資するため年金資金及び同基金が行う承継施設業務に要する資金に充てるための出資		

(単位:円)

(注) 1. 厚生保険特別会計業務勘定については、昭和20年度から平成14年度までの決算額を、国民年金特別会計業務勘定については、昭和36年度から平成14年度までの決算額を、平成14年度決算における項及び目を基に取りまとめたものである。ただし、国民年金特別会計業務勘定の(項)業務取扱費の(目)国民年金印紙作成費及び(目)消費税は、平成13年度までの目である。

2. 上記の表以外に、厚生保険特別会計業務勘定について、(項)福祉施設事業費として把握しているが、各目毎には金額を把握することが困難である(目)施設旅費、(目)庁費、(目)施設施工費、(目)土地建物借料及び(目)不動産購入費の決算額(昭和20年度から昭和47年度までのものに限る。)の合計額は、3,275,003,677円であり、また、平成14年度決算に存在しない目的のうち他の目に含めることが困難なものの合計額は、厚生保険特別会計業務勘定については3,189,616,972円であり、国民年金特別会計業務勘定については11,146,803,704円である。







別表第三

(単位：円)

契約先会社名	株式会社エヌ・ティ・ ティ・データ	日本電子計算機株式会社	株式会社日立製作所			
契約内容	電気通信設備の利用	ハードウェア及び汎用ソフ トウェアの賃借	ハードウェア及び汎用ソフ トウェアの賃借	機器の導入、設定及び撤去	ソフトウェアの開発	
契約金額	平成10年度	55,282,006,747	13,308,646,470	4,444,658,620	217,774,910	15,557,878,410
	平成11年度	56,949,721,112	15,278,562,159	4,539,632,317	158,751,524	10,002,231,347
	平成12年度	60,055,337,579	15,600,835,551	4,891,572,292	188,870,260	10,661,415,954
	平成13年度	69,187,274,875	15,863,733,879	4,554,679,721	178,150,400	12,375,213,227
平成14年度	75,643,634,000	16,764,047,579	3,527,586,621	282,826,800	8,173,303,926	

(注) 平成9年度以前については、記録を保存していないため、平成10年度以降について整理している。

別表第四

	内 訳	金額 (千円)	積算根拠
福祉施設事業費等	記録管理システム及び基礎年金番号管理システムに係る社会保険業務センターに設置している中央処理装置等	45,204,599	年金受給者等に対するサービスの向上に資する年金相談等を行うためのハードウェア等の費用に相当する額を計上
	年金給付システムに係る社会保険業務センターに設置している中央処理装置等	16,158,786	年金受給者等に対するサービスの向上に資する年金相談等を行うためのハードウェア等の費用に相当する額を計上
	社会保険事務所等に設置している窓口装置等	13,089,483	年金受給者等に対するサービスの向上に資する年金相談等を行うための窓口装置等の費用に相当する額を計上
	年金給付システムに係るソフトウェア開発経費等	3,708,258	年金受給者等に対するサービスの向上に資する現況届の省略に対応するためのソフトウェア開発等の費用に相当する額を計上
	社会保険業務センターと社会保険事務所等を接続している通信回線等	699,322	年金受給者等に対するサービスの向上に資する年金相談等を行うための通信回線等の費用に相当する額を計上
業務取扱費	記録管理システム及び基礎年金番号管理システムに係る社会保険業務センターに設置している中央処理装置等	17,959,516	保険料の徴収等を行うためのハードウェア等の費用に相当する額を計上
	年金給付システムに係る社会保険業務センターに設置している中央処理装置等	4,483,260	年金給付等を行うためのハードウェア等の費用に相当する額を計上
	社会保険事務所等に設置している窓口装置等	3,568,295	保険料の徴収等を行うための窓口装置等の費用に相当する額を計上
	年金給付システムに係るソフトウェア開発経費等	4,494,588	年金制度改正等に対応するためのソフトウェア開発等の費用に相当する額を計上
	社会保険業務センターと社会保険事務所等を接続している通信回線等	1,330,693	保険料の徴収等を行うための通信回線等の費用に相当する額を計上

別表第五

発注した部局	発注内容	発注時期	予定価格(円)	落札価格(円)	落札業者	入札業者	財源種別
富山社会保険事務局	富山厚生年金休暇センター本館改修工事機械設備工事	平成14年8月16日	650,000,000	650,000,000	菱機工業株式会社	高砂熱学工業株式会社、北菱電機株式会社、三建設株式会社、菱機工業株式会社、日立テクノ建設株式会社、新菱冷熱工業株式会社、テクノシステム株式会社、株式会社大城社、東洋熱工業株式会社、浦安工業株式会社、東芝空調株式会社、株式会社朝日工業社	厚生年金保険料
長野社会保険事務局	国民年金健康保養センターひるがみ空調設備等改修工事	平成14年9月5日	283,000,000	283,000,000	株式会社マツハシ冷熱	冷澤工業株式会社、松澤工業株式会社、株式会社マツハシ冷熱、日本ガス工業株式会社、川崎設備工業株式会社、株式会社トーエネック、安田株式会社、株式会社ソーテック	国民年金保険料
鹿児島社会保険事務局	かごしま社会保険センター本館改修工事	平成14年10月3日	278,000,000	278,000,000	内村建設株式会社	株式会社渡辺組、株式会社前田組、株式会社植村組、津曲工業株式会社、株式会社森組、坂本建設株式会社、内村建設株式会社、阿久根建設株式会社、株式会社新生組、株式会社前屋敷組、大塚建設株式会社	厚生年金保険料
山形社会保険事務局	米沢社会保険(仮称)職員宿舍新築工事	平成14年9月13日	174,000,000	174,000,000	置賜建設株式会社	置賜建設株式会社、太田建設株式会社、金子建設工業株式会社、那須建設株式会社、株式会社中村建設、株式会社松田組、吉田建設株式会社、株式会社米住建設、羽山総合建設株式会社、大泉建設株式会社	厚生年金保険料 87,000,000円 健康保険料 87,000,000円
千葉社会保険事務局	社会保険船橋中央病院用人工呼吸器購入	平成14年12月6日	103,000,000	103,000,000	株式会社マテイツク	株式会社田中三誠堂、株式会社マテイツク	健康保険料
富山社会保険事務局	健康保険保養所ホールサムイソウなぎき橋梁新設工事	平成14年9月30日	100,000,000	100,000,000	川田工業株式会社	昭和コンクリート工業株式会社、川田工業株式会社	健康保険料
大分社会保険事務局	別府社会保険事務所増改築工事	平成14年10月8日	76,000,000	76,000,000	光綜合工業株式会社	後藤建設株式会社、九工建設株式会社、豊國建設株式会社、株式会社利根建設、株式会社物内工務店、株式会社和田組、三光建設工業株式会社、光綜合工業株式会社、株式会社浦松建設、株式会社後藤工務店	厚生年金保険料
北海道社会保険事務局	登別厚生年金病院二号棟車椅子対応トイレ等改修工事	平成15年2月4日	60,000,000	60,000,000	遠田建設株式会社	遠田建設株式会社、藤川建設株式会社、株式会社山本建設、北興工業株式会社、株式会社山崎建設、黒光建設株式会社、株式会社山崎建設、日鋼工務株式会社	厚生年金保険料
京都社会保険事務局	社会保険きょうと健康管理センター用エックス線テレビ装置二式購入	平成15年2月27日	23,000,000	23,000,000	株式会社島津製作所	株式会社島津製作所	健康保険料
神奈川社会保険事務局	横浜船員病院用ヘルメットシーアライナーシステム一式購入	平成15年3月14日	13,300,000	13,300,000	株式会社エル・ビー・エス	ハックマン・コーポラー株式会社、株式会社エル・ビー・エス	特別健康福祉事業費

発注した部局	発注内容	発注時期	予定価格(円)	落札価格(円)	落札業者	入札業者	財源種別
北海道社会保険事務局	国民年金健康保養センターグリーンパークつるいで用中型バス交換購入	平成15年1月9日	12,200,000	12,200,000	北海道日野自動車株式会社	北海道日野自動車株式会社	国民年金保険料
福岡社会保険事務局	福岡船舶保険健康福祉センター浴槽内改善補修工事	平成15年3月14日	5,500,000	5,500,000	有限会社タク設備システム	西日本メンテナンス株式会社、株式会社山本工務店、有限会社タク設備システム、有限会社川口組、有限会社大工園設備	船員保険料
茨城社会保険事務局	社会保険いばらき健康管理センター用エックス練ソイルム自動現像機一式購入	平成15年2月28日	4,450,000	4,450,000	コニカメテイクカル株式会社	コニカメテイクカル株式会社	健康保険料
沖縄社会保険事務局	沖縄社会保険健康センタープール補修工事	平成15年3月6日	3,300,000	3,300,000	株式会社美和建設	有限会社丸善工務、株式会社美和建設、株式会社幸和、株式会社沖繩工設、株式会社西原建設、株式会社大栄組、株式会社丸新建設、株式会社イ商事株式会社、有限会社トニーフ、有限会社ソオカフ建設	国民年金保険料
山形社会保険事務局	健康保険山形健康管理センター用オージオモニター式購入	平成15年2月25日	2,610,000	2,610,000	山形小木医科器械株式会社	山形小木医科器械株式会社、株式会社コープ	健康保険料
千葉社会保険事務局	幕張及び松戸社会保険事務所庁用自動車交換購入	平成14年12月4日	2,600,000	2,600,000	千葉トヨタ自動車株式会社	千葉トヨタ自動車株式会社、トヨタヒスタ南千葉株式会社	厚生年金保険料 1,300,000円 健康保険料 1,300,000円
北海道社会保険事務局	空閑船員保険診療所用上部消化管汎用ビデオスコープ一式購入	平成15年3月10日	2,270,000	2,270,000	株式会社グラフ商会	株式会社グラフ商会	特別保健福祉事業費
三重社会保険事務局	国民年金健康保養センターはまじま用自動車交換購入	平成15年2月24日	1,850,000	1,850,000	日産ゾリンス三重販売株式会社	株式会社日産ゾリンス三重、日産ゾリンス三重販売株式会社、三重日産自動車株式会社	国民年金保険料
愛媛社会保険事務局	社会保険愛媛健康管理センター用高圧蒸気滅菌器購入	平成15年3月5日	1,000,000	1,000,000	宇和島器械有限公司	宇和島器械有限公司	健康保険料

(注1) 「予定価格」及び「落札価格」は、消費税に相当する金額を含まない金額である。  
(注2) 財源種別欄の「特別保健福祉事業費」は、国民保健の向上及び老人福祉の増進を目的として国民の老後における健康の保持及び適切な医療の確保を図るため、厚生保険特別会計に一般会計からの繰入金により設置された資金であり、この資金から生じる運用利益を財源としている。

## 別表第六

(単位：千円)

委 託 事 業 名	予 算 額	積 算 根 拠 等		人件費 見合い
整形外科療養委託事業	2,306,757	人件費	0	0
		義肢等製作・修理費等事業費	2,306,757	
厚生年金保養ホーム経営委託事業	34,595	人件費	34,595	34,595
厚生年金病院看護師養成所経営委託事業	164,027	人件費	164,027	164,027
厚生年金老人ホーム等健康管理事業	87,789	人件費	0	0
		謝金	75,942	
		備品・消耗品費等事業費	11,847	
年金シニアライフセミナー事業	62,693	人件費	7,007	7,007
		謝金	1,765	
		会場借料	10,166	
		テキスト代等事業費	43,755	
被保険者等の指導事業	75,538	人件費	3,504	3,504
		謝金	51,368	
		教材費	10,080	
		会場借料等事業費	10,586	
老人生きがい対策事業	61,473	人件費	3,504	3,504
		謝金	4,725	
		印刷製本費	31,349	
		会場借料等事業費	21,895	
年金相談指導員等研修事業	72,089	人件費	21,051	21,051
		謝金	4,913	
		研修旅費	38,058	
		教材費	3,098	
		研修諸費	4,969	
健康・体力づくりの啓発等事業	237,213	人件費	34,388	34,388
		謝金	4,346	
		健康情報ネットワーク システム関係経費	112,960	
		印刷製本費等事業費	85,519	

(単位：千円)

委 託 事 業 名	予 算 額	積 算 根 拠 等		人件費 見合い
障害年金受給者に対する年金相談等事業	10,525	人件費	0	0
		謝金	9,977	
		情報誌制作費	421	
		通信運搬費等事業費	127	
健康づくり事業（健康管理指導講座等の開催）	675,849	人件費	0	0
		謝金	293,564	
		旅費等事業費	382,285	
一次予防を中心とした健康づくり及び年金・保険相談等事業	313,602	人件費	2,973	2,973
		謝金	172,532	
		教材費等事業費	138,097	
社会保険（健康）センターの指導、調査等事業	33,559	人件費	1,062	1,062
		謝金	10,097	
		教材費等事業費	22,400	
国民年金事務従事者研修等事業	209,253	人件費	21,020	21,020
		謝金	17,357	
		テキスト代等	119,435	
		会場借料等事業費	51,441	
国民年金保険料口座振替促進等事業	193,251	人件費	0	0
		謝金	55,341	
		通信運搬費	76,151	
		印刷製本費等事業費	61,759	
合計	4,538,213			293,131

(注) 「人件費見合い」欄には、委託事業に従事する公益法人の職員が当該事業に従事する対価として積算した人件費を計上している。

## 別表第七

寄附行為が行われた時期	基本財産の寄附者	寄附の金額
設立当時 (昭和53年2月)	信託銀行 8行	20,000,000円
	生命保険会社 20社	10,000,000円
小 計		30,000,000円
昭和53年度	信託協会	146,660,000円
	生命保険協会	73,340,000円
	東京銀行協会	10,000,000円
	日本自動車工業会	12,000,000円
	日本製薬団体連合会	1,500,000円
	日本証券業協会	2,000,000円
	損害保険会社 7社	1,043,000円
	百貨店 9社	1,500,000円
	生命保険会社 1社	100,000円
	個人	1,000,000円
小 計		249,143,000円
昭和54年度	信託協会	33,340,000円
	生命保険協会	16,660,000円
	地方銀行協会	2,000,000円
小 計		52,000,000円
平成4年度	運用財産からの組み入れ	5,000,000円
合 計		336,143,000円



別表第八

寄附を行った信託銀行名	寄附の金額
三井信託銀行株式会社	2,950,000円
三菱信託銀行株式会社	2,950,000円
住友信託銀行株式会社	2,950,000円
安田信託銀行株式会社	2,950,000円
東洋信託銀行株式会社	2,950,000円
株式会社大和銀行	2,950,000円
中央信託銀行株式会社	1,450,000円
日本信託銀行株式会社	850,000円
合計	20,000,000円

## 別表第九

(単位:百万円)

運用受託機関名	運用受託している 運用資産額 (平成14年度末時価総額)	運用受託機関である期間
三井アセット信託銀行株式会社	2,562,348	平成14年3月～ (注)三井アセット信託銀行株式会社は、平成12年4月に三井信託銀行株式会社と中央信託銀行株式会社が合併して設立された中央三井信託銀行株式会社から平成14年3月に会社分割により設立されたもの。三井信託銀行株式会社及び中央信託銀行株式会社は昭和61年6月から運用受託機関となっていた。
三菱信託銀行株式会社	2,713,058	昭和61年6月～ (注)三菱信託銀行株式会社は、平成13年10月に日本信託銀行株式会社と合併した。日本信託銀行株式会社は、昭和61年6月から運用受託機関となっていた。
住友信託銀行株式会社	3,537,629	昭和61年6月～
みずほ信託銀行株式会社	2,830,850	平成12年10月～ (注)みずほ信託銀行株式会社は、平成11年10月に安田信託銀行株式会社から年金信託部門を承継した第一勧業富士信託銀行株式会社が平成12年10月に興銀信託銀行株式会社と合併し、みずほ信託銀行株式会社として設立され、平成14年4月にみずほアセット信託銀行株式会社と商号変更した安田信託銀行株式会社と、平成15年3月に合併して設立されたもの。安田信託銀行株式会社は昭和61年6月から運用受託機関となっていた。
UFJ信託銀行株式会社	1,477,781	平成14年1月～ (注)UFJ信託銀行株式会社は、平成14年1月に東洋信託銀行株式会社が商号変更したもの。東洋信託銀行株式会社は昭和61年6月から運用受託機関となっていた。
りそな信託銀行株式会社	2,093,129	平成14年10月～ (注)りそな信託銀行株式会社は、平成14年3月に株式会社大和銀行が会社分割して設立された大和銀行信託銀行株式会社が平成14年10月に商号変更したもの。株式会社大和銀行は昭和61年6月から運用受託機関となっていた。

## 別表第十

賛助会員のうち現在の運用受託機関である者	会費金額
ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	20,000円
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社	100,000円
UFJ信託銀行株式会社	80,000円
朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	20,000円
エスジー山一アセットマネジメント株式会社	100,000円
キャピタル・インターナショナル株式会社	40,000円
興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社	40,000円
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	100,000円
シュローダー投信投資顧問株式会社	40,000円
住友信託銀行株式会社	100,000円
ステート・ストリート信託銀行株式会社	100,000円
損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社	20,000円
大和住銀投信投資顧問株式会社	100,000円
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	20,000円
ドイチェ信託銀行株式会社	20,000円
東京海上アセットマネジメント投信株式会社	40,000円
日興アセットマネジメント株式会社	200,000円
日本トラスティ・サービス信託銀行	20,000円
野村アセットマネジメント株式会社	20,000円
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	100,000円
ピムコジャパンリミテッド	100,000円
フィデリティ投信株式会社	60,000円
みずほ信託銀行株式会社	60,000円
三井アセット信託銀行株式会社	60,000円
三井住友アセットマネジメント株式会社	20,000円
三菱信託銀行株式会社	100,000円
メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社	40,000円
モルガン信託銀行株式会社	20,000円
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社	100,000円
りそな信託銀行株式会社	40,000円

別表第十一

定期購読者のうち現在の運用受託機関である者	購読金額
UFJ信託銀行株式会社	22,500円
エスジー山一アセットマネジメント株式会社	7,500円
ステート・ストリート信託銀行株式会社	7,500円
ニッセイアセットマネジメント株式会社	7,500円
野村信託銀行株式会社	7,500円
三菱信託銀行株式会社	150,000円
りそな信託銀行株式会社	15,000円